タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年４月)

４月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社豊浦ハイヤー（法人番号８４３０００２０６３６８８）代表者長嶋哲廣	北海道虻田郡豊浦町字旭町２０番地１号	本社営業所	北海道虻田郡豊浦町字旭町２０番地１号	R8.4.27	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他２件	令和７年１１月１１日及び令和７年１２月１６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）	１	１
	以下余白									